

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により準用される同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 30 年 9 月 3 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルコ本館及びデュエ館
所在地 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 3 番地外
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社パルコ
住所 東京都豊島区南池袋 1 丁目 28 番 2 号
氏名 代表執行役社長 牧山 浩三
名称 株式会社松井
住所 北海道札幌市厚別区厚別東 4 条 7 丁目 36 番 3 号
氏名 代表取締役社長 谷川 清
名称 松井 仁和
住所 北海道札幌市南区澄川 4 条 2 丁目 13 番 8 号
名称 丸美観光株式会社
住所 北海道札幌市北区篠路町 425 番地
氏名 代表取締役 後藤 由太郎
名称 大丸株式会社
住所 北海道札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地
氏名 代表取締役 藤井 敬一
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
(変更前) 別紙設置者の一覧表のとおり
(変更後) 別紙設置者の一覧表のとおり
- (4) 変更した年月日
(変更前) 別紙設置者の一覧表のとおり
(変更後) 別紙設置者の一覧表のとおり
- (5) 変更した理由
株主総会及び取締役会において代表取締役が変更となったこと及びテナントの退店・入店のため。

2 届出年月日 平成 30 年 8 月 27 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー
- (2) 縦覧期間 平成 30 年 9 月 3 日～平成 31 年 1 月 3 日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
(午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分(午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く))
なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（平成 31 年 1 月 3 日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。